

住宅

地域材利用（住宅の新築・リフォーム）補助金

園森林課（市役所4階）☎32-2078

市では、地域材を利用して住宅を新築・リフォームする人に対して、補助金を交付しています。

地域材利用新築住宅補助金

補助金額 一戸当たり30万円または40万円

主な要件

- ①市内で自ら居住するために新築する木造一戸建て住宅
- ②主要構造部材（土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木）に地域産乾燥材※1を10㎡以上使用している住宅
- ③延床面積（住宅部分の床面積）が80㎡以上の住宅
- ④市内の建築施工業者などが建築する など

※1 岡山県の木材業者等登録を受けている製材業者が製材した国産材製材品のうち、含水率25%以下のもの

地域材利用住宅リフォーム補助金

地域材材料費	補助金額
10万円～20万円未満	5万円
20万円～30万円未満	10万円
30万円以上	15万円

主な要件

- ①市内に立地している住宅
  - ②地域材※2の材料費が10万円以上
  - ③本人または市内業者による施工
  - ④市税などに滞納がない など
- ※2 岡山県の木材業者等登録を受けている製材業者が製材した国産材製材品（皮むきなどの加工丸太を含む）

共通項目

申請時期 4月2日(月)～ 新築住宅補助金＝棟上げの20日前まで、リフォーム補助金＝工事着工前まで

申請方法 森林課または各支所・出張所担当課に備え付けの申請書（市ホームページから印刷可）に記入し、必要書類を添えて直接提出する

下水道

合併処理浄化槽設置補助金

園下水道課（市役所6階）☎32-2100

家庭用の小型合併処理浄化槽を設置する人に補助金を交付します。

補助対象地域 全市域（公共下水道計画と農業集落排水施設整備事業計画の認可を受けた区域を除く）

補助金額（平成29年度：参考）

人槽	補助金額	
	久米地域	
5人槽	352,000円	332,000円
7人槽	441,000円	414,000円
10人槽	588,000円	548,000円

受付期間 4月2日(月)～5月1日(火)

※平成30年度の補助金は国の基準額決定後、市ホームページでお知らせします。地域により、別途上乘せ補助があります

※交付額が予定額に達するまで1カ月単位で期間を延長します

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください

下水道

水洗便所・合併処理浄化槽改造資金融資あっせん制度

園下水道課（市役所6階）☎32-2100

水洗便所や合併処理浄化槽を改造する資金を借り入れることができる制度です。ご利用ください。

■水洗便所改造資金

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事（浄化槽を撤去して下水道などに接続する工事を含む）の資金

■合併処理浄化槽改造資金

くみ取り便所や単独処理浄化槽を使用している人が、合併処理浄化槽に改造する工事を行う場合の資金

共通項目

融資限度額 80万円 返済期限 40カ月以内

要件 次のすべてに当てはまること①市税などに滞納がない②自己資金のみでは資金を一度に負担することが困難③融資を受けた資金の返済能力がある④同居者を除く連帯保証人がいる  
※利率など、詳しくはお問い合わせください

水道

水道局からのお知らせ

園水道局業務課☎32-2106

水道料金の口座振替制度をご利用ください

水道料金・下水道使用料の支払い方法は、納付書で支払う方法と金融機関の口座から引き落とす方法（口座振替）があります。口座振替なら納付を忘れることもなく便利です。

口座振替日 検針の翌月7日（2カ月に1回、休日の場合は翌営業日）

申込方法 水道局の窓口や市内金融機関の窓口に備え付けの申込書に記入し、直接提出する  
※7日に引き落としできなかった場合、22日（休業日の場合は翌営業日）に再振り替えを行います

※手続きの時期と請求日によっては、口座振替の開始日がずれることがありますので、ご了承ください



水道メーターの交換

正しく水量を量るため法律で定められた8年の有効期限を迎える前に水道メーターを交換しています。皆様のご協力をお願いします。

- 交換作業は身分証明書を携帯した水道局の指定工事業者が行います
- 交換作業の時間は約20分間です（大型メーターを除く）
- 作業中は水道を使用できません
- 交換作業は不在の場合でも行いますので、メーターボックスの上や周囲に物などを置いたり車を駐車したりしないでください
- 交換作業で作業料はいただきません（無料）
- 交換後、まれに水が濁ることがありますが、しばらく水を出すときれいになります
- 交換する前に、はがきで通知します

環境

外来植物「オオキンケイギク」の駆除にご協力を

園環境生活課☎32-2055

オオキンケイギクは繁殖力が強く、一度定着すると在来種の野草などの生息場所を奪い、周りの環境を変えてしまう性質を持っています。きれいな花だからと、自宅の庭で栽培することなどは絶対にしないでください。

開花時期 毎年5月～7月頃

処理する時の注意 根から引き抜き、天日さらして枯らす、または袋に入れて腐らすなどの処理をした後、可燃ごみの袋に入れてごみの収集日に出してください。繁殖させないようにするためには、種子を地面に落さないように駆除することが大切です。

花びらの形

葉の形



花びらの先端は不規則なギザギザ。葉の幅は1cmほど、両面に荒い毛が生えている。

環境

ごみの野焼きは禁止です

園環境生活課☎32-2055

ごみの野焼きは、地面で直接焼く場合だけでなく、ドラム缶やブロックで囲って焼く場合なども含めて、法律で禁止されています。農業による畦焼きなどは例外として認められていますが、近隣の生活環境に配慮をお願いします。



野焼きの例外

- 国や地方公共団体が施設管理を行うために必要な場合（例：伐採した草木などの焼却）
  - 災害の予防・応急対策・復旧のために必要な場合（例：応急対策の木くずなどの焼却）
  - 風俗習慣上・宗教上の行事を行うために必要な場合（例：とんど、塔婆などの焼却）
  - 農業・林業・漁業でやむを得ず行われる廃棄物の焼却（例：稲わら、畦草などの焼却）
  - たき火や日常生活で通常行われる焼却で軽微なもの（例：風呂や暖炉の加熱などの焼却）
- ※例外であっても、生活環境上支障をきたし、住民から苦情がある場合は、行政指導の対象になります